

健感発０７０１第４号
平成２３年７月１日

社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

Ｂ型肝炎訴訟における立証上の証拠となる医療記録等の取扱いについて

いわゆるＢ型肝炎訴訟については、平成２３年６月２８日に国と全国原告団・弁護団の間で基本合意書が締結されました。この基本合意書において、集団予防接種等とＢ型肝炎ウイルス感染との因果関係を認定するため、原告の医療記録等を裁判所に提出することが必要とされているところです。

これを踏まえ、原告が立証上の支障を生じることがないように、下記の点を貴会所属医療機関に対して周知いただくようお願いいたします。

特に、本年３月１１日に発生した東日本大震災により被災した医療機関の再建・再開に伴い、既存の医療記録等を整理する必要性が生じた場合にも、下記の点にご留意いただくようお願いいたします。

記

Ｂ型肝炎患者の医療記録等であることが明らかなものについては、訴訟において将来の証拠になり得ることも考慮し、法定保管期限を経過した医療記録等であっても取扱いに留意すること。